

令和8年度 総合評価落札方式の評価基準の 見直しについて（業務）

令和8年6月26日

中部地方整備局 港湾空港部

- ◆令和8年7月13日以降に公告する業務より適用するものです。
- ◆個別の業務に適用される評価項目等は、各業務の入札説明書を参照してください。
- ◆本公表内容は変更する場合がありますので、以下ホームページでご確認願います。
- ◆問い合わせ窓口
 - 中部地方整備局港湾空港部：pa.cbr-nyuusatsu@mlit.go.jp（担当：品質確保室）
 - 本資料に対する質問と回答は、中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（https://www.pa.cbr.mlit.go.jp/bids/various_criteria/entry-11954.html）に掲載します。

方針 「その他提案」の評価（選択項目）

中部地方整備局（港湾空港部）においては、必須項目として応札額の範囲内において有益な配慮事項の記載・代替案の提案がある場合に優位に評価をしてきた。

働き方改革の観点から、受発注者における業務軽減を鑑み、「その他提案」については、選択項目とする。参加表明者は、業務内容によっては有益な配慮事項の提案が難しく、受注した場合は「その他提案」の履行義務が生じていた。発注者は、評価項目の減少により業務軽減につながる。

よって、業務の発注内容を踏まえ、中部地方整備局（港湾空港部）において、有益な配慮事項指摘・代替案の提案が期待される場合を除いて「その他提案」を求めないこととする。

現行基準

必須項目

有益な配慮事項の記載がある場合に優位に評価する。
ただし応札額の範囲外の提案は評価の対象としない。



見直し

選択項目

有益な配慮事項の記載がある場合に優位に評価する。
ただし応札額の範囲外の提案は評価の対象としない。

選択の目安 「その他提案」

プロポーザル方式・・・・・・・・・・求める

総合評価落札方式

品質向上が見込まれる検討業務等・・求める

工夫の余地が少ない検討業務等・・・・求めない

単純な測量や調査業務等・・・・・・・・求めない